

別紙

令和6年度持続的生産強化対策事業の第3次公募に係る事業審査基準について

審査基準については、持続的生産強化対策事業実施要領別表4の共通の審査基準及び別表4の規定に基づき定める各事業の審査基準のとおりとする。

別表4（審査基準）

要領本体第3の1（3）の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる。	5
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。	概ね認められる。	3
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。	一部認められる。	1
	・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	認められない。	0
公益性 【国の支援の 妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。
②	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。

(注1) 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注2) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注3) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道府県知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注4) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注5) スマート農業技術に対応した生産方式の変革について、提出のあった申請書類から、取組内容が適切と判断される場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

2 各事業の審査基準（果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業（パイロット実証事業））

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性 【事業内容の 妥当性】	【事業内容の妥当性】 ・省力化や作業の合理化に向けた取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・労働力確保に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・構築する生産供給体制モデルは、労働生産性の向上が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
②波及効果 【普及計画の 妥当性】	【普及計画の妥当性】 ・構築する生産供給体制モデルは、普及が見込まれるものか。 ・生産供給体制モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。 ・その方策は効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

2 各事業の審査基準（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち地域の生産体制強化・需要創出事業）

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあつては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	4 3 2 1
	茶の改植等を実施するに当たり、以下のいずれかに該当する場合、1ポイント追加する。 ① 実質化された人・農地プランが策定されている場合又は工程表が公表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合 ② 経営再開マスタープランが策定されている場合又は工程表が公表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合 ③ 地域計画が策定され、1経営体以上が目標地図に位置付けられている場合若しくは工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成される工程表をいう。）を作成し、協議を実施している場合 ④ 当該年度に農地中間管理機構と連携して取り組む場合	左記のとおり	1
成果目標（2）	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な圃地整備を行う場合にあつては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。	有機JAS認定の取得	1
	・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	10%以上 8%以上 5%以上 2%以上	4 3 2 1

成果目標（３）	<p>主要品種指数を直近値の２以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。）</p>	<p>34以上 26以上 18以上 10以上 2以上</p>	<p>5 4 3 2 1</p>
成果目標（４）	<p>輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。</p>	<p>25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上</p>	<p>5 4 3 2 1</p>
成果目標（５）	<p>第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。</p>	<p>5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ</p>	<p>5 4 3 2 1</p>
成果目標（６）	<p>総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。</p>	<p>25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上</p>	<p>5 4 3 2 1</p>
成果目標（７）	<p>総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。</p>	<p>25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上</p>	<p>5 4 3 2 1</p>
成果目標（８）	<p>産物1kg又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減。</p>	<p>10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上</p>	<p>5 4 3 2 1</p>

成果目標 (9)	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近 3 年の平均値に比べて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。 ・支援対象者のうち 1 名以上が収入保険制度に加入している場合は 1 ポイント追加	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 収入保険制度への加入	4 3 2 1 1
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから 10%以上削減する。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (13)	事業実施主体が事業を実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の生産量の合計を 5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (14)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の 5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (15)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5

	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

(Ⅱ～Ⅶ 略)

2 各事業の審査基準（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち甘味資源作物等支援事業のうち国内産いもでん粉高品質化推進事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
実行性 (評価項目の3つの項目から1つを選択するものとする。)	10a 当たり収量が1%以上増加	10%以上増加	5
		8%以上増加	4
		6%以上増加	3
		4%以上増加	2
		1%以上増加	1
		1%未満増加	0
	食品用でん粉販売金額のシェアが1.4%以上増加	7.0%以上増加	5
		5.6%以上増加	4
		4.2%以上増加	3
		2.8%以上増加	2
		1.4%以上増加	1
		1.4%未満増加	0
いもでん粉製造工場における製造歩留りが0.1%以上増加	0.5%以上増加	5	
	0.4%以上増加	4	
	0.3%以上増加	3	
	0.2%以上増加	2	
	0.1%以上増加	1	
	0.1%未満増加	0	
事業実施主体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用いもの生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を有しており、事業を的確に行える能力を有している。 事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にある。又は、生産者との契約により原料供給を受けている関係にある。もしくはその関係になることが見込まれる。 農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場（又は同等のでん粉を製造する工場）である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条3号の認定（経営改善計画の認定）を受けている工場である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 事業実施主体が所属する共同組織全体の集荷実績が、当該道県のでん粉原料用いもの収穫量の2割を超えている。または、当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

2 各事業の審査基準（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち甘味資源作物等支援事業のうちさとうきび農業機械等導入支援事業）

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】 ・10a当たりの労働時間を10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	【b a以外で導入する場合】 ・10a当たりの労働時間を10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・作付面積を1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
・作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加	25%以上	5	
	20%以上	4	
	15%以上	3	
	10%以上	2	
	5%以上	1	
	5%未満	0	
・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加	30ポイント以上	5	
	24ポイント以上	4	
	18ポイント以上	3	
	12ポイント以上	2	
	6ポイント以上	1	

		6ポイント未満	0
② 地域における重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実に認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入しているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。 	5つ以上満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0